

		現行の「米ドル普通預金口座取引規約」文言		新しい「米ドル普通預金口座取引規約」文言
第2条 預入および払戻等	2.	(4) 当行は、プレスティア オンラインまたはプレスティア モバイルによる払戻請求については、通信機を通して入力されたプレスティア オンラインおよびプレスティア モバイル用ユーザーID とパスワードが、登録されたそれぞれと一致した場合に限りこれに応じます。なおこの場合、当行は、払戻請求書または小切手等の提出を要しないとすることができるものとします。	2.	(4) 当行は、プレスティア オンラインまたはプレスティア モバイルによる払戻請求については、通信機を通して入力されたプレスティア オンラインおよびプレスティア モバイル用ユーザーID とパスワードが、登録されたそれぞれと一致した場合(別に当行が指定する条件があれば、それに合致した場合を含みます。 )に限りこれに応じます。なおこの場合、当行は、払戻請求書または小切手等の提出を要しないとすることができるものとします。
第3条 預金利息		当行は、毎日の最終残高(受入証券類の金額は、決済されるまでこの残高から除きます。)が1セント以上ある場合に限り、付利単位を1セントとし店頭表示の利率によって預金利息を計算し、その支払いについては毎月、当月分の利息を、翌月第一営業日に、預金元本に組入れます。当行は、金融情勢の変化などにより利率を変更することができるものとします。なお、利息計算は、当行所定の預金利率に基づく日割計算とします。		当行は、毎日の最終残高(受入証券類の金額は、決済されるまでこの残高から除きます。)が1セント以上ある場合に限り、付利単位を1セントとし当行所定の利率によって預金利息を計算し、その支払いについては毎月、当月分の利息を、翌月第一営業日に、預金元本に組入れます。当行は、金融情勢の変化などにより利率を変更することができるものとします。なお、利息計算は、当行所定の預金利率に基づく日割計算とします。
第4条 解約等	1.	② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること	1.	②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「反社会的勢力」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること D. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
		以上、米ドル普通預金口座取引規約は、2019年10月1日より適用します。		以上、米ドル普通預金口座取引規約は、2023年10月23日より適用します。